統一的な基準による財務書類作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

　この実施要領は、統一的な基準による財務書類作成業務（以下「本業務」という。）の委託業者を企画提案型公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

２　業務の概要

1. 業務名 統一的な基準による財務書類作成業務
2. 業務内容 別添「統一的な基準による財務書類作成業務委託仕様書」のとおり
3. 委託期間 契約の日から令和３年３月31日（水）まで
4. 契約限度額 6,930千円（消費税及び地方消費税含む）
5. 選定方式 公募型プロポーザル方式

３　実施日程

・質問書受付期間 令和２年６月23日（火）から７月３日（金）午後５時（必着）

・参加表明書提出期限 令和２年７月10日（金）午後５時（必着）

・企画提案書提出期限 令和２年７月20日（月）午後５時（必着）

・審査会（プレゼンテーション） 令和２年７月22日（水）予定　※参加表明書提出者に正式案内します。

・審査結果通知予定日 令和２年７月27日（月）

４　参加表明書の提出

参加を希望する場合は、参加表明書（様式１）に記入・押印の上、令和２年７月10日（金）午後５時までに郵送または持参により提出してください。参加表明書提出者に対し、審査会の案内をします。なお、支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名・押印により提出してください。

＜提出先＞

〒937-8555　富山県魚津市釈迦堂一丁目10番１号　魚津市役所 財政課 財政係　担当 亀田

５　質問受付

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式２）に記載の上、電子メールで送信してください。

＜送 信 先＞zaisei@city.uozu.lg.jp

＜受付期間＞令和２年６月23日（火）から７月３日（金）午後５時（必着）

＜回　　答＞受け付けた質問は、質問者名を伏せて市HP上で回答します。

６　企画提案書等の提出について

　本プロポーザルの参加表明書を提出した者は、次に定めるとおり企画提案書等を提出してください。

（１）提出書類

　　①企画提案書（任意様式）　10部　原則A４サイズで作成してください。

　　②会社概要書（任意様式）　10部

　　　事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等

（既製の資料を用いても構いません。）

　　③業務実績書（任意様式）　10部

　　　自治体における統一的な基準による財務書類作成業務の受託実績について記載したもの

　　④業務実施体制（様式３）

　　⑤見積書（押印のあるもの）（任意様式）　1部

　　　令和元年度、令和２年度の内訳及び項目ごとの内訳を記載してください。

（２）提出先

〒937-8555　富山県魚津市釈迦堂一丁目10番１号　魚津市役所 財政課 財政係　　担当 亀田

（３）提出方法　上記提出先まで郵送、または持参

（４）提出期限　令和２年７月20日 （月）午後５時

（５）その他

　　①提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。

　　②提案書の提出後における提案書の追加及び変更はできません。

　　③提出された提案書等は返還しません。

　　④提案書等に虚偽の記載をした場合は失格とします。

７　審査

　令和２年７月22日（水）に審査会を開催し、プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答を行った上で提案内容の審査を行います。審査の結果、最も評価の高い提案者を委託契約候補者とします。

審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 主たる評価の視点 |
| システム導入 | ・統一的な基準に準拠している公会計システムか・業務に必要となるソフト(Excelなど)も付属されているか・総務省標準ソフトウェアからスムーズなデータ移行は可能か |
| システムの機能要件 | ・業務に必要な機能は揃っているか・不慣れな者でも視覚的にわかりやすいシステムか・受注者とデータの授受は可能か |
| マニュアル作成 | ・システム運用についてのマニュアル、歳入歳出の仕訳パターンの設計がわかりやすいか |
| 業務工程 | ・提案内容が実施可能なスケジュールであるか |
| 実施体制 | ・業務遂行の担当者の配置が適切に整っているか・担当者は業務経験、専門的知識を十分に有しているか |
| 業務実績 | ・統一的な基準による財務書類作成業務の実績を有しているか（県内外） |
| 見積額 | ・限度額以内であるか・業務内容ごとの内訳が明示されているか |

８　契約

　審査結果通知後、市と委託契約候補者は契約締結に向けた協議を開始するものとします。

　原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとしますが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合があります。

　委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとします。

　ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行います。

９　参加資格要件

　参加希望者は、参加表明書の提出期限において次の資格要件をすべて満たしている必要があります。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号の規定に該当しないこと。
2. 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
4. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第５条第１項に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
6. 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
7. 国税及び地方税の滞納がないこと。
8. 自治体における統一的な基準による財務書類作成業務の受託実績を有すること。